

今泉区画整理ニュース

第17号

平成31年（2019年）2月27日発行

発行元 秦野市 都市部 都市整備課

TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410

Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



平成30年度第2回審議会を開催しました

2月13日（水）に市役所東庁舎で平成30年度第2回秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会を開催しました。会議では、事業の進捗及び換地の個別説明に対する要望への対応状況について報告を行いました。その後、第2回の仮換地の指定について諮問を行い、妥当である旨の意見をいただきました。（なお、要望への対応状況と、仮換地の指定についての諮問は、個人情報を含むため、非公開での審議となりました。）

【事業の進捗について】

1 移転補償対応について（平成31年1月末現在）

- (1) 補償調査実施及び移転補償契約済み件数 14件（今年度契約予定件数17件）
- (2) 次年度以降の契約に向けた補償調査実施件数 16件

2 工事の進捗状況について

今年度は、第1回仮換地指定範囲の南側において、将来の土地利用のため、約

- 1, 365立方メートルの盛土による地盤の締固めを行いました。

3 事業計画変更について

前回の審議会で調整中としていた7街区の要望対応について、関係権利者全員の合意が得られたため、縦覧手続き等を行った上で、平成30年12月、この修正案に基づく事業計画変更の公告を行いました。

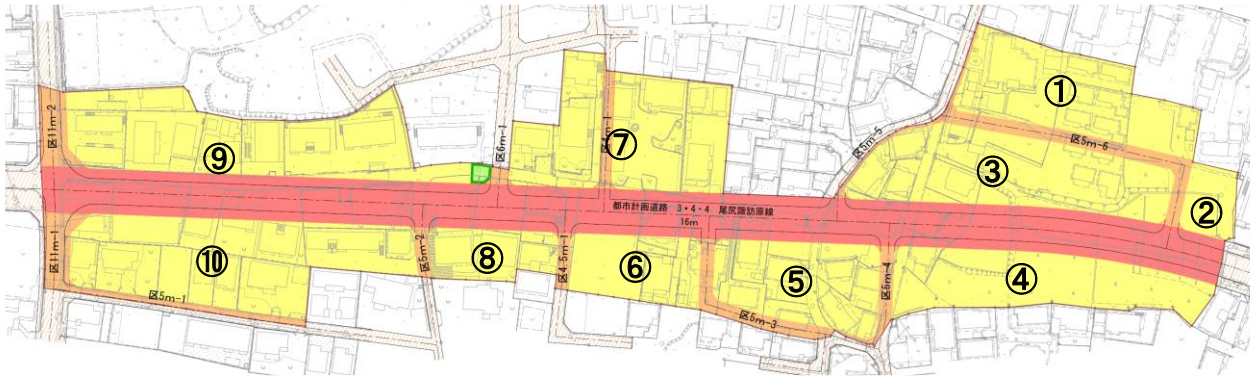
4 来年度の予定について

今年度に引き続き、原則、区域の東側から西側に向けて道路築造や宅地造成等の工事を行います。また、第2回仮換地指定範囲においては、調査結果に基づく建物等移転補償を予定しています。その他、次年度以降の移転補償契約に向けた補償調査を行いますので、今後、関係する権利者の皆様には、こちらから御説明に伺います。



裏面に続きます

【換地に対する要望への対応状況について】



1 対応方針

- (1) 市で換地設計の修正案を作成し、関係権利者と協議する。
- (2) 関係権利者全員の合意が得られた場合は、換地設計（案）を修正する。
- (3) 関係権利者の調整がつかなかった場合は、原案を優先させる。

2 平成30年度の対応状況

(1) 5街区

換地の入替えについて、関係権利者全員の合意に至らなかったが、要望提出者の一部は原案について了承。その他の要望提出者については、5街区の仮換地指定まで時間があるため、引き続き他の修正案や対応策を検討する。

(2) 7街区

換地の不整形が解消できず、区画整理事業の本来の目的である「土地利用の増進」を図れないため、新たに道路を設置することで換地を整形化した修正案について関係権利者の合意が得られたため、原案を修正。

【仮換地の指定について】

1 第2回仮換地指定対象地 901.12㎡（登記地積）

（主な仮換地指定先：3街区の一部）

※ 平成31年度に工事着手を予定している街区です。

2 仮換地指定通知について

仮換地の指定を行う従前宅地の所有者、借地権等の権利を有する方へ、配達証明郵便により仮換地指定通知書を送付します。（3月中旬～下旬を予定しています。）

編集後記

今年度は、区域内での工事が始まり、近隣の皆様には御迷惑をおかけしました。お気づきの点等ありましたら、都市整備課まで御連絡ください。

今後とも丁寧な説明を心掛けてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

